

# かなんまちづくり基本条例

## 逐条解説

(案)

～はじめよう！協働のまちづくり～



河南町

## 目 次

I	はじめに	
	かなんまちづくり基本条例とは	3
	制定の経過	3
	解説書について	3
	条文の構成	4
II	かなんまちづくり基本条例	
	かなんまちづくり基本条例	5
III	かなんまちづくり基本条例 解説	
	前文	9
	第1章 総則（第1条・第2条）	
	第1条 目的	10
	第2条 定義	10
	第2章 まちづくりの基本原則（第3条）	
	第3条 基本原則	11
	第3章 住民（第4条・第5条）	
	第4条 住民の権利	12
	第5条 住民の役割	12
	第4章 議会及び議員（第6条・第7条）	
	第6条 議会の役割	13
	第7条 議員の役割	13
	第5章 町長及び職員（第8条・第9条）	
	第8条 町長の役割	14
	第9条 職員の役割	14
	第6章 住民参画（第10条・第11条）	
	第10条 住民参画の推進	16
	第11条 住民参画の方法	16
	第7章 コミュニティ（第12条・第13条）	
	第12条 コミュニティの尊重	18
	第13条 コミュニティの育成	18
	第8章 行政運営（第14条―第20条）	
	第14条 まちづくりの総合的な計画	20
	第15条 行政手続	20
	第16条 法令遵守	20
	第17条 情報公開	21
	第18条 個人情報の保護	21
	第19条 危機管理	21

第20条 国及び他の地方公共団体との連携	22
第9章 条例の推進及び見直し(第21条・第22条)	
第21条 条例の位置付け	23
第22条 条例の見直し	23



# I はじめに

## かなんまちづくり基本条例とは

地方分権の進展により、市町村は自らの判断と責任において、まちづくりを行えることとなりました。しかし、各市町村の特色を活かしたまちづくりを進めていく中で、急速な少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化・個別化などにより社会環境が大きく変化し、今までどおりの行政の仕組みだけでは、まちづくりを担うことが難しくなっています。

今後、地域の活力を維持していくためには、住民自身がまちづくりに主体的に参画し、その力を発揮できるような環境を整えていくことが求められます。

そこで、「住民が主役」となるまちづくりを実現していくための基本的な考え方やルールなどを定めた、かなんまちづくり基本条例を制定しました。

住民の皆さんが積極的にまちづくりに参画し、住民、議会及び町が手を取り合って協働のまちづくりを進めていくことにより、誰もが住みたいと思うまちの実現を目指すものです。

## かなんまちづくり基本条例 制定の経過

住民参画の観点から公募委員5人を含む11人の委員で「河南町協働のまちづくりを考える懇話会」を平成24年7月に設置し、平成25年10月までの1年4カ月にわたる意見交換を経て、条例案の報告を受けました。

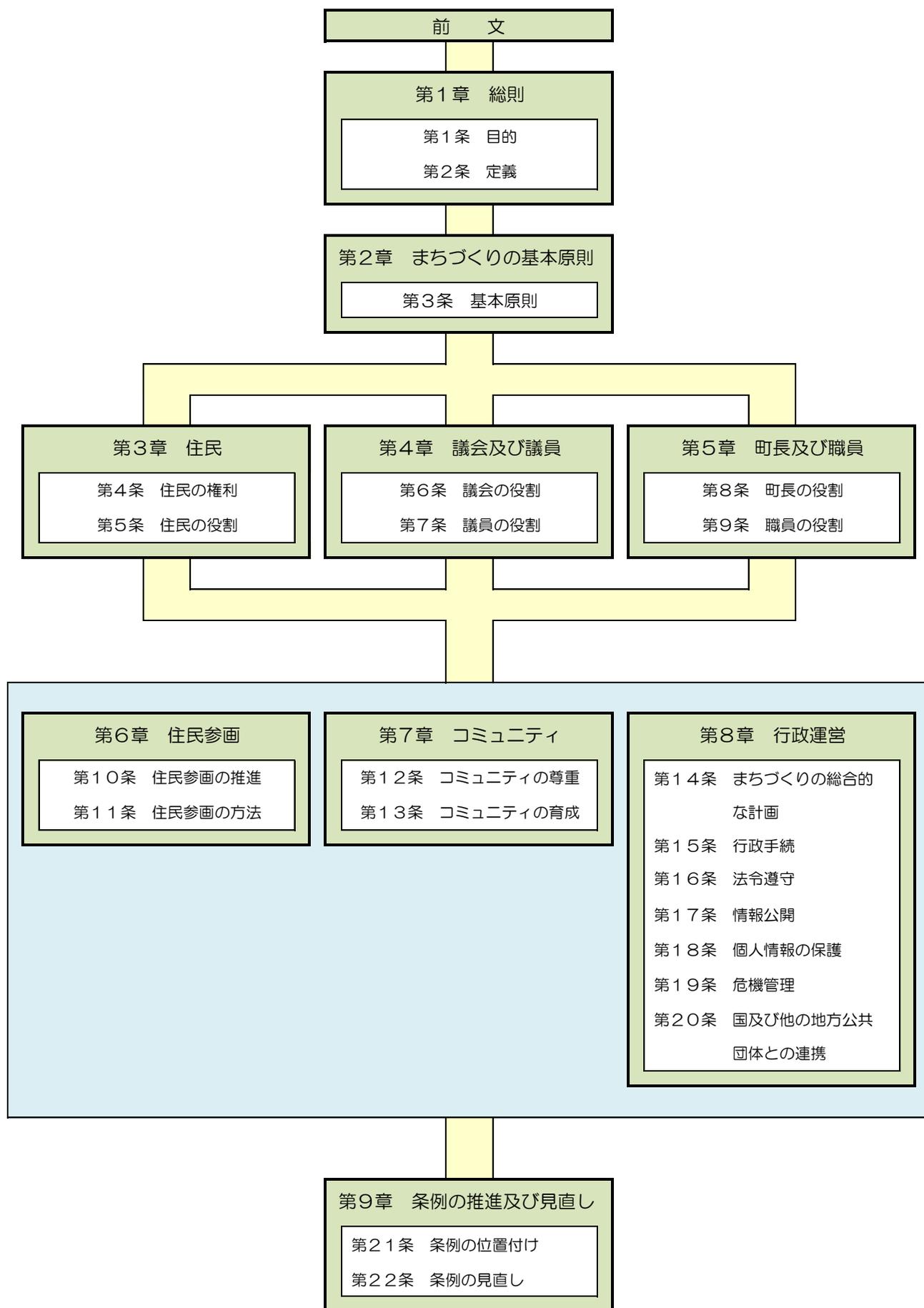
その内容をもとに、パブリックコメントによる意見なども踏まえ、かなんまちづくり基本条例を制定し、平成26年4月1日に施行しました。

## 解説書について

この解説書は、制定された条例をより良く理解していただき、協働のまちづくりの推進に努めるためのものです。



条文の構成



## Ⅱ かなんまちづくり基本条例

### 前文

私たちが暮らす河南町は、葛城山のふもとに位置し、町域の約3分の1が金剛生駒紀泉国定公園に指定された自然環境の豊かなまちです。

歴史は古く、「近つ飛鳥」と呼ばれたこの地域には、古墳時代に一須賀古墳群や金山古墳など数多くの古墳が築かれました。7世紀末には、高貴寺や弘川寺が開かれるなど文化遺産に恵まれたまちです。

その後、河南町が誕生し、新たな住宅地の形成が進むなか、豊かな自然環境を守り、伝統的な農業を営むとともに、祭りなどを通じて培ったつながりや町民憲章の精神を大切に、今日のかんのまちを築きあげてきました。

これまで築きあげてきたまちの歴史、伝統、文化、自然、産業を受け継ぎ、将来に向かっては、独自の創意工夫を凝らしながら魅力あるまちづくりを目指していかなければなりません。

そのため、私たちは、地方自治の精神に基づき、様々な環境の変化に対応し、人々が住みたいと思うまちの実現を目指して、住民、議会及び町の力を結集し、協働して、住民が主役となるまちづくりに取り組んでいきます。

一人ひとりの個性や権利を尊び、自覚と自らの責任をもって、主体的に参画するまちづくりの基本原理とするため、ここにかなんまちづくり基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、住民が主役となるまちづくりの基本的な事項を定めるものであり、住民、議会及び町が手を取り合い、人々が住みたいと思うまちを実現することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 住民とは、町内に住み、働き又は学ぶ人並びに町内で事業活動その他の活動を継続して行う人又は団体をいいます。
- (2) 町とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいいます。
- (3) コミュニティとは、住民が手を取り合い、安心して生活できる地域社会を実現するため、互いに尊重し、助け合うつながりをいいます。

### 第2章 まちづくりの基本原則

#### (基本原則)

第3条 第1条の目的を達成するため、まちづくりの基本原則は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 住民は、まちづくりに参画する機会を保障されること。
- (2) 住民、議会及び町は、互いを理解し、信頼関係を深め、手を取り合って、協働によるまちづ

くりを推進すること。

- (3) 住民、議会及び町は、住民一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が発揮されるまちづくりを推進すること。
- (4) 住民、議会及び町は、互いにまちづくりに関する情報を発信し、共有すること。

### 第3章 住民

#### (住民の権利)

第4条 まちづくりにおいて、住民が有する権利は、次の各号に定めるところによります。

- (1) それぞれの立場からまちづくりに参画する権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利

#### (住民の役割)

第5条 住民は、自らの発言と行動に責任を持ち、自発的にまちづくりに参画するよう努めるものとします。

- 2 住民は、互いに交流や連携を図り、まちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 3 住民は、地域の課題に関心を持ち、議会及び町と手を取り合って、その解決に取り組むよう努めるものとします。

### 第4章 議会及び議員

#### (議会の役割)

第6条 議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関として、施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとします。

- 2 議会は、住民に積極的な情報提供を行うことにより、分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとします。

#### (議員の役割)

第7条 議員は、住民生活及び福祉の向上を図るため、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。

- 2 議員は、与えられた権能を積極的に活用するなど、議会の活性化に自ら努めるものとします。

### 第5章 町長及び職員

#### (町長の役割)

第8条 町長は、住民からの負託を受け、公正かつ誠実に町政を運営するものとします。

- 2 町長は、住民がまちづくりに参画する機会を保障し、対話に基づくまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 3 町長は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その内容及び効果について住民に対し、分かりやすく説明するものとします。
- 4 町長は、住民に分かりやすく、社会情勢の変化に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めるものとします。

#### (職員の役割)

第9条 職員は、住民本位の立場に立ち、創意工夫して効率的に職務を遂行するものとします。

- 2 職員は、法令及び条例等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識及び政策企画立案能力等を身に付けるよう自己研鑽に努めるものとします。

## 第6章 住民参画

### (住民参画の推進)

第10条 町は、住民がまちづくりに参画する機会が保障されるよう多様な住民参画の仕組みの整備に努めるものとします。

- 2 町は、まちづくりに必要な能力を有する人材の確保及び育成を図るものとします。
- 3 町は、住民参画の推進にあたっては、公平性及び中立性の保持に配慮するものとします。

### (住民参画の方法)

第11条 町は、審議会等の委員を選任する場合は、多様な意見を取り入れるため、原則として、当該委員の一部を町内に在住する住民から公募するよう努めるものとします。

- 2 町は、重要な条例の制定及び改廃、重要な計画、施策の策定又は変更等をしようとする場合は、その案を住民に公表し、住民から意見を公募するとともに、それに対する町の考え方を公表するものとします。
- 3 町は、町政の運営に関する情報を住民に向けて積極的に公開し、住民と対話する場を必要に応じて設けるものとします。

## 第7章 コミュニティ

### (コミュニティの尊重)

第12条 住民、議会及び町は、人々が住みたいと思うまちを実現するため、コミュニティの役割を尊重するものとします。

- 2 住民は、コミュニティの役割を認識し、積極的にコミュニティ活動に参画し、地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。
- 3 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

### (コミュニティの育成)

第13条 住民、議会及び町は、未来を担う子どもたちが健やかに育つような地域づくりに取り組むものとします。

- 2 住民、議会及び町は、地域の安全、教育、福祉、環境など、その課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

## 第8章 行政運営

### (まちづくりの総合的な計画)

第14条 町は、人々が住みたいと思うまちの実現に向けて、まちづくりの総合的な計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定するものとします。

- 2 町は、まちづくり計画に基づき、計画的に行政運営を行うものとします。

### (行政手続)

第15条 町は、行政手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民

の権利及び利益の保護に努めるものとします。

(法令遵守)

第16条 町は、法令及び条例等を遵守し、公正かつ誠実に職務を執行するものとします。

(情報公開)

第17条 町は、住民がまちづくりに参画する機会を保障するため、保護すべき情報を除き、公開するものとします。

(個人情報の保護)

第18条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱うものとします。

(危機管理)

第19条 町は、災害等の未然防止と危機事象への迅速かつ的確な対応ができるよう危機管理体制の強化に取り組むものとします。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第20条 町は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとします。

## 第9章 条例の推進及び見直し

(条例の位置付け)

第21条 この条例は、本町におけるまちづくりの基本的な事項を定めたものであり、住民、議会及び町は、誠実にこれを尊重するものとします。

(条例の見直し)

第22条 町は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲で住民の意見を聴き、この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

### Ⅲ かなんまちづくり基本条例 解説

#### 前文

私たちが暮らす河南町は、葛城山のふもとに位置し、町域の約3分の1が金剛生駒紀泉国定公園に指定された自然環境の豊かなまちです。

歴史は古く、「近つ飛鳥」と呼ばれたこの地域には、古墳時代に一須賀古墳群や金山古墳など多くの古墳が築かれました。7世紀末には、高貴寺や弘川寺が開かれるなど文化遺産に恵まれたまちです。

その後、河南町が誕生し、新たな住宅地の形成が進むなか、豊かな自然環境を守り、伝統的な農業を営むとともに、祭りなどを通じて培ったつながりや町民憲章の精神を大切に、今日のかなんのマチを築きあげてきました。

これまで築きあげてきたまちの歴史、伝統、文化、自然、産業を受け継ぎ、将来に向かっては、独自の創意工夫を凝らしながら魅力あるまちづくりを目指していかなければなりません。

そのため、私たちは、地方自治の精神に基づき、様々な環境の変化に対応し、人々が住みたいと思うまちの実現を目指して、住民、議会及び町の力を結集し、協働して、住民が主役となるまちづくりに取り組んでいきます。

一人ひとりの個性や権利を尊び、自覚と自らの責任をもって、主体的に参画するまちづくりの基本原則とするため、ここにかなんまちづくり基本条例を制定します。

前文は、この条例を制定する背景や主旨、河南町が目指すべきまちづくりの姿を明らかにするために設けています。

#### 町民憲章

金剛・葛城の山並みに抱かれて発展するわがまち河南町。

わたしたちは、河南町民であることに誇りと責任をもち、明るいまちづくりのためこの憲章を定めます。

伝えよう	豊かな緑と歴史が薫るまちを
築こう	働く喜びと生きがいのあるまちを
造ろう	健やかな人間をはぐくむ文化発展のまちを
育てよう	思いやりと安らぎのある楽しいまちを
目指そう	郷土を愛し人権を尊ぶ希望に満ちたまちを

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、住民が主役となるまちづくりの基本的な事項を定めるものであり、住民、議会及び町が手を取り合い、人々が住みたいと思うまちを実現することを目的とします。

この条例の目的について定めています。

まちづくりの主役が住民であること明確にし、住民、議会、町が手を取り合って協働のまちづくりを進めていくことにより、誰もが住みたいと思うまちの実現を目指すものです。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 住民とは、町内に住み、働き又は学ぶ人並びに町内で事業活動その他の活動を継続して行う人又は団体をいいます。
- (2) 町とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいいます。
- (3) コミュニティとは、住民が手を取り合い、安心して生活できる地域社会を実現するため、互いに尊重し、助け合うつながりをいいます。

この条例における用語の定義について定めています。

#### ・第1号について

住民とは、町内に住所を有する人のほかに、町内に通勤する人、町内に通学する人、町内で事業活動、NPO活動、ボランティア活動などさまざまな活動を継続して行う人又は団体をいい、その知識や経験をまちづくりにいかすため、より広く定義しています。

#### ・第2号について

町とは、町の代表者である町長と、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する行政委員会、行政委員並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいいます。

#### ・第3号について

コミュニティとは、共通の公共的な関心事により自主的に集まって活動する地縁による集まりや住民ボランティア等の組織のように、構成員が互いに尊重し、助けあうことで安心して生活できる地域社会を実現するつながりをいいます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第3条 第1条の目的を達成するため、まちづくりの基本原則は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 住民は、まちづくりに参画する機会を保障されること。
- (2) 住民、議会及び町は、互いを理解し、信頼関係を深め、手を取り合って、協働によるまちづくりを推進すること。
- (3) 住民、議会及び町は、住民一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が発揮されるまちづくりを推進すること。
- (4) 住民、議会及び町は、互いにまちづくりに関する情報を発信し、共有すること。

まちづくりの基本原則とは、河南町のまちづくりにおいて基本となるきまりごとです。

「住民参画」「協働の推進」「人権尊重」「情報共有」の4つの原則について、定めています。

### ・第1号について

河南町のまちづくりの主役は住民です。住民参画の制度の整備に努め、幅広い住民の知識や経験をいかし、まちづくりを進めていきます。

### ・第2号について

町が行う取組に住民が参画する、住民が取り組んでいる活動に議会及び町が何らかの関わりを持つなど、住民、議会及び町は、相互の活動や取組みに関わりながら互いを理解し、信頼関係を深め、一丸となってまちづくりを推進します。

### ・第3号について

住民、議会及び町は、自らの責任を自覚し、他者の人権を尊重するとともに、人権尊重のまちづくりを推進する体制の充実や積極的に参画する役割を果たします。

### ・第4号について

住民、議会及び町は、それぞれ情報を公表し、情報の共有を進めることで、住みよいまちづくりの実現にいかします。

### 第3章 住民

#### (住民の権利)

第4条 まちづくりにおいて、住民が有する権利は、次の各号に定めるところによります。

- (1) それぞれの立場からまちづくりに参画する権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利

前条で定めるまちづくりの基本原則に基づき、河南町のまちづくりを進めるうえで必要とされる住民の権利を定めています。

#### ・第1号について

地域に根ざした活動を行っている住民だからこそ持っている貴重な情報や経験をまちづくりの中で活かすために、住民は等しくまちづくりに参画する権利を有することを明らかにしています。

ただし、まちづくりへの参画は自由な意思に基づくものであり、権利を行使しないことによって差別的な扱いや、不利益を受けるものではありません。

#### ・第2号について

住民が主体的にまちづくりに参画するためには、まちづくりに関する情報を知る権利を有することを明らかにしています。そのため、住民は議会や町に対して、情報を公開、公表及び提供することを求めることができます。

#### (住民の役割)

第5条 住民は、自らの発言と行動に責任を持ち、自発的にまちづくりに参画するよう努めるものとしします。

- 2 住民は、互いに交流や連携を図り、まちづくりを推進するよう努めるものとしします。
- 3 住民は、地域の課題に関心を持ち、議会及び町と手を取り合って、その解決に取り組むよう努めるものとしします。

まちづくりの主役である住民は、河南町のまちづくりに参画する権利を有するのと同時に、主体的に果たすべき役割も有することになります。

#### ・第1項、第2項について

住民が主役のまちづくりを進めていくためには、住民が互いに置かれた状況や立場などを思いやり、意思疎通を図ったうえで、協力してまちづくりに参画することが求められます。

また、住民の参画がまちづくりに重要な役割を果たしていることを認識し、責任ある発言や行動をすることが必要です。

#### ・第3項について

住民は地域における課題と密接に関わっているため、まちづくりに対して関心を持つことが求められます。課題の解決にあたっては、住民、議会及び町の三者が協力する必要があります。

## 第4章 議会及び議員

### (議会の役割)

第6条 議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関として、施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとします。

2 議会は、住民に積極的な情報提供を行うことにより、分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとします。

議会の役割を定めています。

#### ・第1項について

議会は、町の施策などを決定する機関です。施策の決定や行政運営が住民の声に基づいて適切に行われているかどうかを監視し、けん制する役割を担っています。

#### ・第2項について

議会は、第4条に住民の権利として規定した「まちづくりに関する情報を知る権利」を保障し、住民にとって議会活動がより身近なものとなるよう、保有している情報を積極的に公開するなど、分かりやすく開かれた議会運営に努めます。

### (議員の役割)

第7条 議員は、住民生活及び福祉の向上を図るため、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。

2 議員は、与えられた権能を積極的に活用するなど、議会の活性化に自ら努めるものとします。

議会を構成する議員の役割について定めています。

#### ・第1項、第2項について

議員は、意思決定機関である議会の構成員として、住民の生活、福祉、教育などあらゆる施策に対し、常に公正かつ誠実にその職責を果たさなければならない。

また、議員は議会を構成する一員として、議会で発言する権利などを行行使し、議会において審議、議論などがより活発となるよう努めるものとします。

## 第5章 町長及び職員

### (町長の役割)

第8条 町長は、住民からの負託を受け、公正かつ誠実に町政を運営するものとします。

- 2 町長は、住民がまちづくりに参画する機会を保障し、対話に基づくまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 3 町長は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その内容及び効果について住民に対し、分かりやすく説明するものとします。
- 4 町長は、住民に分かりやすく、社会情勢の変化に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めるものとします。

町の代表者としての権限を有する町長の役割を定めています。

#### ・第1項について

町長は、住民による直接選挙で選ばれたまちの代表者として、住民の負託（責任を負って任せられること）に応えられるよう、公正かつ誠実に町制運営を行います。

#### ・第2項について

町長は、住民が主役のまちづくりを推進するため、住民がまちづくりに参画できる仕組みを導入するなど、参画の機会を保障するとともに、住民の意見をまちづくりに反映するため、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければなりません。

#### ・第3項について

第3条の「情報共有の原則」で、情報を共有することが規定されています。単に情報を提供するだけでは、共有の認識を持つことができず、町長の説明責任を果たせないため、政策等の企画や意思決定などの過程において、住民にわかりやすく説明を行う必要があります。

#### ・第4項について

社会情勢の変化や住民ニーズの多様化などに対応し、適切にサービスを提供できるよう住民に分かりやすく効率的で機能的な組織体制の整備に努め、その機能を発揮することが必要です。

### (職員の役割)

第9条 職員は、住民本位の立場に立ち、創意工夫して効率的に職務を遂行するものとします。

- 2 職員は、法令及び条例等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識及び政策企画立案能力等を身に付けるよう自己研鑽に努めるものとします。

町職員の役割について定めています。

#### ・第1項について

住民が主役のまちづくりを実現するため、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、前例、慣例にとらわ

れることなく創意工夫に努め、効率的に職務を遂行するよう定めています。

・第2項について

職員は全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令や条例等を遵守することはもとより、職員倫理条例に基づき、公正で誠実な職務の遂行に努め、ひいては、まちづくりに対する住民の信用を確保することを定めています。

・第3項について

職員は、住民が主役のまちづくりを推進するため、住民のニーズを反映させた施策等を立案し、確実に遂行するための能力が求められます。常に自ら積極的に情報を収集し、意欲的に自己研鑽に励んで知識の習得や技能の向上を図り、資質向上に取り組むことを定めています。

## 第6章 住民参画

### (住民参画の推進)

第10条 町は、住民がまちづくりに参画する機会が保障されるよう多様な住民参画の仕組みの整備に努めるものとします。

2 町は、まちづくりに必要な能力を有する人材の確保及び育成を図るものとします。

3 町は、住民参画の推進にあたっては、公平性及び中立性の保持に配慮するものとします。

住民参画の推進について定めています。

#### ・第1項について

地方分権が進展する中、まちづくりへの住民の参画は、これまで以上に重要となることから、より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、町は、多様な住民参画の仕組みの整備に努めることを定めています。

#### ・第2項について

継続性を持ったまちづくりを進めていくためには、必要となる能力を有する人材の確保や推進役を担う人材を育成していくことが求められます。町はその重要性を十分に認識し、町職員のまちづくりに対する意識の醸成やスキルの向上等を図り、また、地域住民やコミュニティなどに広く働きかけ、人材の発掘や育成を図ることを定めています。

#### ・第3項について

住民のまちづくりに参画する権利を尊重するため、パブリックコメントをはじめ、タウンミーティング、説明会等を実施していますが、その実施にあたっては、特定の意見に偏ることがないようにするなど、公平性及び中立性の保持に配慮することを定めています。

### (住民参画の方法)

第11条 町は、審議会等の委員を選任する場合は、多様な意見を取り入れるため、原則として、当該委員の一部を町内に在住する住民から公募するよう努めるものとします。

2 町は、重要な条例の制定及び改廃、重要な計画、施策の策定又は変更等をしようとする場合は、その案を住民に公表し、住民から意見を公募するとともに、それに対する町の考え方を公表するものとします。

3 町は、町政の運営に関する情報を住民に向けて積極的に公開し、住民と対話する場を必要に応じて設けるものとします。

住民参画の方法について定めています。

#### ・第1項について

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関を「審

議会等」といいます。住民の意見をより良く反映させるため、これら審議会等の委員の選任にあたっては公募制を取り入れることを定めています。

審議会等の設置目的、審議内容等により、委員全体に対する公募委員の人数や割合は異なりますが、広く意見が反映されるよう、男女の構成比率や年齢等に留意して、これを行うように努めなければならないことを定めています。

・第2項について

町の重要な条例の制定及び改廃、基本的な政策や方針などの策定、改定等を行う場合は、まちづくりの主体である住民の意見等を募集し、当該意見等の概要及びそれらに対する町の考え方を分かりやすく、広く公表することとしています。

・第3項について

町政は、住民参画のもとに行われるものであるため、町政の運営に関する情報を住民に向けて積極的に公開するとともに、必要に応じて住民と対話する機会を設けることとしています。

## 第7章 コミュニティ

### (コミュニティの尊重)

第12条 住民、議会及び町は、人々が住みたいと思うまちを実現するため、コミュニティの役割を尊重するものとします。

2 住民は、コミュニティの役割を認識し、積極的にコミュニティ活動に参画し、地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

3 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

コミュニティの尊重について定めています。

#### ・第1項について

自治会などのコミュニティは、地域や特定の課題解決に取り組むまちづくりに欠かせない存在です。今後、その役割はますます重要なものとなるため、住民、議会及び町は、コミュニティが果たすべき役割を深く認識し、尊重すべきことを定めています。

#### ・第2項について

住民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、一人ひとりが積極的にコミュニティに加わり、または、その活動に参画するなど、地域の課題には自ら取り組む意識を高めることが求められます。

#### ・第3項について

協働によるまちづくりにおいてコミュニティがそれぞれの特性をいかしてその役割を果たせるよう、町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、活動の支援に努めることを定めています。

### (コミュニティの育成)

第13条 住民、議会及び町は、未来を担う子どもたちが健やかに育つような地域づくりに取り組むものとします。

2 住民、議会及び町は、地域の安全、教育、福祉、環境など、その課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

コミュニティの育成について定めています。

#### ・第1項、第2項について

未来を担う子どもたちには、次代のまちづくりの主体としての確かな成長が望まれます。保護者だけでなく、地域ぐるみで温かく見守り・育てることのできる地域づくりに取り組みます。

また、人々が住みたいと思うまちを実現するためには、地域の安全、教育、福祉、環境など多様な課題に取り組む必要があります。そのため住民、議会及び町の三者が実施すべき施策の優先順位や内容など、地域の課題に目を向けて、ともに解決に努める必要があります。

## 第8章 行政運営

(まちづくりの総合的な計画)

第14条 町は、人々が住みたいと思うまちの実現に向けて、まちづくりの総合的な計画(以下「まちづくり計画」という。)を策定するものとします。

2 町は、まちづくり計画に基づき、計画的に行政運営を行うものとします。

総合的な計画について定めています。

### ・第1項、第2項について

平成23年の地方自治法改正により、総合計画(基本構想)の策定を義務づける規定が撤廃されました。しかし、協働により人々が住みたいと思うまちを実現するためには、まちづくりに関わる者が将来のまちづくりの指針を共有することが必要です。

そのため、町は、まちづくりの総合的な計画を策定するとともに、ヒト、モノ、カネなどの行政資源を効果的、効率的に配分し、長期的な視点に立って、計画的に行政運営を行っていくことを定めています。

(行政手続)

第15条 町は、行政手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利及び利益の保護に努めるものとします。

町の行政手続について定めています。

行政手続の明確化によって、行政運営における公正の確保と透明性の向上ならびに住民の権利及び利益の保護を図り、信頼性の高い行政を目指します。

行政手続等に関するルールを設け、適正に行うことにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民に明らかとなり、また、すべての住民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られます。

(法令遵守)

第16条 町は、法令及び条例等を遵守し、公正かつ誠実に職務を執行するものとします。

町の法令遵守について定めています。

第9条第2項では、職員それぞれが法令遵守を心がけるよう規定していますが、日々の業務は組織として行われるものです。そこで、行政運営にあたり、行政全体として法令等を遵守し、公正で誠実な職務の執行に努めることとしています。

(情報公開)

第17条 町は、住民がまちづくりに参画する機会を保障するため、保護すべき情報を除き、公開するものとします。

町の情報公開について定めています。

第3条の規定のとおり、まちづくりに取り組むうえで必要な情報を共有することは、協働によるまちづくりの前提となります。住民がまちづくりについて自ら知り、考え、参画できるよう、町は、住民の知る権利を保障し、公正で透明な行政運営のため、個人情報などの保護すべき情報を除き、公開することを定めています。

(個人情報の保護)

第18条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱うものとします。

町の個人情報の保護について定めています。

住民、議会及び町の情報共有化を進めるなかで、特に配慮を要するのが、個人の基本的な権利に関わるプライバシーの保護です。町が保有する情報の中には、特定の個人に関するものが数多く含まれているため、個人の権利と利益を侵害しないよう、適正な管理及び利用が行われなければなりません。

(危機管理)

第19条 町は、災害等の未然防止と危機事象への迅速かつ的確な対応ができるよう危機管理体制の強化に取り組むものとします。

町の危機管理体制について定めています。

住民の安全確保に努めることは、町が果たすべき基本的な役割の一つであることから、災害等の未然の防止と、緊急事態に備えるための危機管理体制を整備することを定めています。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第20条 町は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとします。

町と国及び他の地方公共団体との連携について定めています。

町は、住民生活の一層の向上を図るため、様々なまちづくりの課題の解決に努めています。その中でも、まちづくりにおける広域的な課題や共通する課題については、国や都道府県、近隣の市町村との連携、協力を図ります。

## 第9章 条例の推進及び見直し

### (条例の位置付け)

第21条 この条例は、本町におけるまちづくりの基本的な事項を定めたものであり、住民、議会及び町は、誠実にこれを尊重するものとします。

条例の位置付けについて定めています。

この条例は、河南町のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方やルールについて定めたものです。住民、議会及び町は、このことをよく認識し、協働により効果的にまちづくりに取り組むため、この条例の趣旨を誠実に尊重することを定めています。

### (条例の見直し)

第22条 町は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲で住民の意見を聴き、この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとします。

この条例の見直しについて定めています。

この条例が町にとってふさわしいものであり続けるためには、時代の変化や社会経済情勢、国等における制度改正などに適切に対応していかなければなりません。

また、策定に当たり、住民、議会及び町が一体となって議論を重ねてきた経緯も踏まえ、その見直しに当たっても、住民の意見が反映される必要があります。

そのため、5年を超えない範囲で、住民に意見等を聞く機会を設け、条例の見直しを行う必要が認められる場合には、条例の改正など、必要な措置を講ずることを定めています。

## かなんまちづくり基本条例 逐条解説

---

平成 31 年 月発行

編 集 河南町総合政策部秘書企画課

発 行 河南町

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の6

☎ 0721-93-2500 (代表)

---